⑶　賃貸等不動産の時価等

当機構は、将来の使用見込みがなく遊休状態である土地、建物等を有しております。これらの賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当期増減額及び時価は次のとおりであります。

（単位：円）

貸借対照表計上額			当期末の時価
前期末残高	当期増減額	当期末残高	
1,376,745,675	53,411,888	1,430,157,563	1,631,345,439

（注１）貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

（注２）当期増減額は、次のとおりであります。

遊休状態となった不動産の追加による増加　260,848,376円

売却等による減少　207,436,488円

（注３）当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて当機構で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

⑷　資産除去債務

当機構は、石綿含有吹き付け材を使用した事業用建物を有しております。これらについては、中期計画等において解体の予定はなく、また、管理業務を実施する上で必要な資産であることから、石綿含有吹き付け材の囲い込み等を実施しており、今後も適切な維持管理を行いながら使用を継続します。このことから、資産除去債務を合理的に見積ることができないため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

⑸　不要財産に係る国庫納付等

不要財産に係る国庫納付等については、次のとおりであります。

①	資産種類		土地
②	資産名称		大多喜ダム流入工関連施設用地
③	帳簿価額	⑴取得価額	15,145,200円
		⑵減価償却	—
		⑶減損額	—
		⑷帳簿価額	15,145,200円
④	不要財産となった理由		今後の必要性について検討した結果、不要と認められたため
⑤	国庫納付等の方法		独立行政法人通則法第46条の２第２項に基づく譲渡収入による納付
⑥	譲渡収入の額		1,171,000円 (585,500円)
⑦	控除費用		— (—)
⑧	国庫納付等の額 納付等年月日	⑴国庫納付額	585,500円
		納付年月日	—
		⑵地方公共団体への払戻額	—
		納付年月日	—
		⑶その他民間等への払戻額	—
		納付年月日	—
⑨	減資額		—
⑩	備考		—

㈱　③の帳簿価額は、負担金を財源とした部分を含んでおります。

⑥の下段（　）書きは、政府からの支出を財源とした部分であります。

⑧国庫納付等が行われていないため、日付を記載しておりません。

⑨国庫補助金等により取得した固定資産であることから、減資の対象としておりません。

⑹　その他行政コスト累計額

その他行政コスト累計額のうち、出資を財源に取得した資産に係る金額　△342,902,021円

２．行政コスト計算書関係

⑴　独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

行政コスト	121,555,923,399円
自己収入等	△59,399,830,674円
国庫納付額	△585,500円
機会費用	28,449,377円
独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト	62,183,956,602円

⑵　機会費用の計上方法

１）政府出資から生ずる機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の令和７年３月末利回りを参考に1.485％で計算しております。

２）国又は地方公共団体との人事交流による出向職員から生ずる機会費用の計算方法

当該職員が国又は地方公共団体に復帰後退職する際に支払われる退職金のうち、独立行政法人での勤務期間に対応する部分について、退職手当支給規程に定める退職手当支給基準等を参考に計算しております。

３．キャッシュ・フロー計算書関係

⑴　キャッシュ・フロー計算書の資金の期末残高の貸借対照表科目別内訳

現金及び預金　32,226,037,093円

⑵　重要な非資金取引について

当期において、無償により受け入れた資産の金額は、145,077,612円であります。